

様式第9

認定書

番 号
年 月 日

会 社 所 在 地
会 社 名
代表者の氏名 殿

都道府県知事

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則(以下「施行規則」という。)の下記の規定による 年 月 日付けの別添の認定の申請については、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律(以下「法」という。)第12条第1項の認定をします。

記

申請の種別と認定をした者の氏名について

申請の 種別	☐ 施行規則第7条第1項の規定による申請(金融支援)	
	☐ 施行規則第7条第1項の規定による申請(特例株式会社)	
	☐ 施行規則第7条第2項の規定による申請 (第一種特別贈与認定中小企業者)	☐ 施行規則第7条第4項の規定による申請 (第二種特別贈与認定中小企業者)
	☐ 施行規則第7条第3項の規定による申請 (第一種特別相続認定中小企業者)	☐ 施行規則第7条第5項の規定による申請 (第二種特別相続認定中小企業者)
	☐ 施行規則第7条第6項の規定による申請 (第一種特例贈与認定中小企業者)	☐ 施行規則第7条第8項の規定による申請 (第二種特例贈与認定中小企業者)
	☐ 施行規則第7条第7項の規定による申請 (第一種特例相続認定中小企業者)	☐ 施行規則第7条第9項の規定による申請 (第二種特例相続認定中小企業者)
	☐ 施行規則第7条第10項の規定による申請 (第一種贈与認定個人事業者)	☐ 施行規則第7条第12項の規定による申請 (第二種贈与認定個人事業者)
	☐ 施行規則第7条第11項の規定による申請 (第一種相続認定個人事業者)	☐ 施行規則第7条第13項の規定による申請 (第二種相続認定個人事業者)
	認定をした ☐ 贈与者 ☐ 被相続人 の氏名	
認定をした ☐ 受贈者 ☐ 相続人 の氏名		

なお、認定の有効期限は、以下のとおりです。

☐ 認定を受けた日の翌日から1年を経過する日

☐ 施行規則第6条第1項第7号の贈与に係る贈与税申告期限の翌日(当該認定に係る贈与に係る贈与税申告期限が、同一の者が受けた第二種経営承継贈与に係る贈与税申告期限又は第二種経営承継相続に係る相続税申告期限の後に到来するときは、当該第二種経営承継贈与に係る贈与税申告期限の翌日又は当該第二種経営承継相続に係る相続税申告期限の翌日(これらの期限が二以上あるときは当該期限のうち最も早いものの翌日))から5年を経過する日	
☐ 施行規則第6条第1項第8号の相続に係る相続税申告期限の翌日(当該認定に係る相続に係る相続税申告期限が、同一の者が受けた第二種経営承継贈与に係る贈与税申告期限又は第二種経営承継相続に係る相続税申告期限の後に到来するときは、当該第二種経営承継贈与に係る贈与税申告期限の翌日又は当該第二種経営承継相続に係る相続税申告期限の翌日(これらの期限が二以上あるときは当該期限のうち最も早いものの翌日))から5年を経過する日	
☐ 施行規則第6条第1項第11号の贈与に係る贈与税申告期限の翌日(当該認定に係る贈与に係る贈与税申告期限が、同一の者が受けた第二種特例経営承継贈与に係る贈与税申告期限又は第二種特例経営承継相続に係る相続税申告期限の後に到来するときは、当該第二種特例経営承継贈与に係る贈与税申告期限の翌日又は当該第二種特例経営承継相続に係る相続税申告期限の翌日(これらの期限が二以上あるときは当該期限のうち最も早いものの翌日))から5年を経過する日	
☐ 施行規則第6条第1項第12号の相続に係る相続税申告期限の翌日(当該認定に係る相続に係る相続税申告期限が、同一の者が受けた第二種特例経営承継贈与に係る贈与税申告期限又は第二種特例経営承継相続に係る相続税申告期限の後に到来するときは、当該第二種特例経営承継贈与に係る贈与税申告期限の翌日又は当該第二種特例経営承継相続に係る相続税申告期限の翌日(これらの期限が二以上あるときは当該期限のうち最も早いものの翌日))から5年を経過する日	
☐ 施行規則第6条第1項第13号の贈与に係る贈与税申告期限の翌日(当該認定に係る贈与に係る贈与税申告期限が、同一の者が受けた他の第二種特例経営承継贈与に係る贈与税申告期限又は第二種特例経営承継相続に係る相続税申告期限の後に到来するときは、当該他の第二種特例経営承継贈与に係る贈与税申告期限の翌日又は当該第二種特例経営承継相続に係る相続税申告期限の翌日(これらの期限が二以上あるときは当該期限のうち最も早いものの翌日))から5年を経過する日	
☐ 施行規則第6条第1項第14号の相続に係る相続税申告期限の翌日(当該認定に係る相続に係る相続税申告期限が、同一の者が受けた第二種特例経営承継贈与に係る贈与税申告期限又は他の第二種特例経営承継相続に係る相続税申告期限の後に到来するときは、当該第二種特例経営承継贈与に係る贈与税申告期限の翌日又は当該他の第二種特例経営承継相続に係る相続税申告期限の翌日(これらの期限が二以上あるときは当該期限のうち最も早いものの翌日))から5年を経過する日	
☐ 施行規則第6条第16項第7号の贈与に係る認定を受けた日の翌日から2年を経過する日	☐ 施行規則第6条第16項第8号の相続に係る認定を受けた日の翌日から2年を経過する日
☐ 法第12条第1項第1号ホの認定を受けた日の翌日から2年を経過する日(当該2年を経過する日までに裁判所に施行規則第15条の2第1号に掲げる特例対象株式の競売又は売却に係る事件の申立てがされた場合には、当該競売による換価は当該売却がされた日)	

(備考)

- ① 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
- ② 申請書の写しを添付する。
- ③ 次の表の左欄の事由に係る法第12条第1項の認定を受けた申請者は、それぞれ右欄に掲げる事由に該当することが判明したときは、当該認定は取り消されることがある(当該規定が第二種特別贈与(相続)認定中小企業者、第一種特例贈与(相続)認定中小企業者、第二種特例贈与(相続)認定中小企業者、第二種贈与認定個人事業者又は第二種相続認定個人事業者について準用される場合を含む)。

法第12条第1項の認定の類型	取消事由
施行規則第6条第1項第7号から第14号及び第16項第7号から第10号以外の事由に係るもの	施行規則第9条第1項各号のいずれかに該当すること
施行規則第6条第1項第7号の事由に係るもの	施行規則第9条第2項各号のいずれかに該当すること
施行規則第6条第1項第8号の事由に係るもの	施行規則第9条第3項各号のいずれかに該当すること
施行規則第6条第16項第7号の事由に係るもの	施行規則第9条第14項各号のいずれかに該当すること
施行規則第6条第16項第8号の事由に係るもの	施行規則第9条第15項各号のいずれかに該当すること

- ④ 次の表の左欄の事由に係る法第12条第1項の認定を受けた申請者は、贈与税申告期限(相続税申告期限)(贈与税申告期限(相続税申告期限)が、同一の者が受けた第二種経営承継贈与に係る贈与税申告期限又は第二種経営承継相続に係る相続税申告期限の後に到来するときは、当該第二種経営承継贈与に係る贈与税申告期限又は当該第二種経営承継相続に係る相続税申告期限(これらの期限が二以上あるときは当該期限のうち最も早いもの))から5年間、当該贈与税申告期限(当該相続税申告期限)の翌日から起算して1年を経過するごとの日の翌日から3月を経過する日までに、それぞれ右欄に掲げる事項を都道府県知事に報告しなければならない(当該規定が第二種特別贈与(相続)認定中小企業者、第一種特例贈与(相続)認定中小企業者又は第二種特例贈与(相続)認定中小企業者について準用される場合を含む)。

法第12条第1項の認定の類型	報告事項
施行規則第6条第1項第7号の事由に係るもの	施行規則第12条第1項各号に掲げる事項
施行規則第6条第1項第8号の事由に係るもの	施行規則第12条第3項各号に掲げる事項

(記載要領)

- ① 申請者が個人である場合には、記名欄には住所及び氏名を記載する。
- ② 申請の種別中「施行規則第7条第1項の規定による申請(金融支援)」又は「施行規則第7条第1項の規定による申請(特例株式会社)」を選択した場合は「認定をした□贈与者 □被相続人 の氏名」欄及び「認定をした □受贈者 □相続人 の氏名」欄は記入しない。